

◆◆◆ 収用関係法律税務 追録第142～147号の概要 ◆◆◆
質疑応答集

今回お届けする追録142～147号では、収用による交換処分等に伴い資産を取得した場合（措法33の2）と固定資産の交換（所法58）の適用についての新規設問の登載および税制改正に伴う内容補正を行いました。主な内容は、以下のとおりです。

【第3部 土地収用関係の税務】

- 総説（731頁）【補正】
- 非課税となる譲渡所得（805の3頁）【補正】
- 相続によって取得した資産の譲渡所得金額の計算（813頁）【補正】
- 収用による交換処分等に伴い資産を取得した場合（措法33の2）と固定資産の交換（所法58）の適用（831頁）【補正】
- 相続財産を収用等により譲渡した場合の特例（833頁）【補正】
- 収用等の課税の特例の適用要件と対象事業（881頁）【補正】
- 土地等が公共事業に使用される場合（Ⅲ）（937頁）【補正】
- 既存の公的施設の機能復旧に該当するための要件（938頁）【補正】
- 関連事業の関連事業（939の2頁）【補正】
- 土地等の使用に伴う損失の補償金を対価補償金とみなす場合（1054頁）【補正】
- 移転補償金（1063頁）【補正】
- 営業補償と建物の対価補償金（1107頁）【補正】
- 伐採立竹木の損失補償金と売却代金とがある場合の必要経費（1107の3頁）【補正】
- 短期譲渡資産と長期譲渡資産を収用された場合の買換差金の区分（1210頁）【補正】
- 収用等をされた資産の譲渡に要した費用（1333頁）【補正】
- 同一事業の判定（1567頁）【補正】
- 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧（1573頁）【補正】
- 民間の特定住宅地造成事業のための土地の買取りにかかる1,500万円特別控除（1591頁）【補正】
- 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧（1609頁）【補正】
- 収用証明書（1647頁）【補正】

— 総 目 次 —

第1巻

第1部 土地収用関係の法律総覧と解説	31
○土地収用法	31
総則関係	31
事業の認定関係	101
裁決と申請関係	161
収用委員会関係	217の3
損失補償関係	266
収用または使用の効果	307
不服申立等雑則関係	371
生活再建対策関係	413
○多極分散型国土形成促進法	421
○地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	423
○土地の収用等と強制執行等との調整に関する規則	425
○公共用地取得特別措置法関係	431
○損失補償基準要綱関係	498
○国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準関係	567
○公共補償基準要綱関係	573
○国土交通省の直轄の公共事業の施行に伴う公共補償基準関係	581
○土地基本法関係	585
○国土形成計画法関係	585の12
○首都圏整備法	585の21
○国土利用計画法	585の31
○地価公示法	585の71
○都市計画法	585の78
○都市再開発法	585の101
・第一種市街地再開発事業	585の201

・第二種市街地再開発事業	585の311
○土地区画整理法関係	585の331
○新都市基盤整備法	585の401
○その他の関連法律関係	585の413
○行政手続法関係	585の501
○行政事件訴訟法	585の551
○行政代執行法関係	587
○行政不服審査法	587の8
○収用・使用の特別法関係	591
○収用法の通達・回答関係	609
○補償制度等関係	609の107
○用地取得と他の権利関係	611の101
不動産法律関係	611の101
不動産登記関係	611の167
所有権関係	611の337
占有権関係	611の401
用益物権関係	611の451
地上権関係	611の453
永小作権関係	611の491
地役権関係	611の521
入会権関係	611の526
担保物権関係	611の556
留置権関係	611の601
先取特権関係	611の608
質権関係	611の631
抵当権関係	611の671
譲渡担保関係	611の731
債権関係	611の801
契約関係	611の805
契約解除関係	611の832
売買関係	611の842
相続法関係	611の859
○工事請負契約約款	611の871

第2巻

第2部 公共事業の諸問題と土地収用の判例・裁決例	611の901
○公共事業をめぐる具体的諸事例	611の901
裁決・補償関係等	611の901
公共事業と事業認定等	611の915
起業者・所有者等をめぐる紛争事例	611の919の201
公共事業の見直し・休止・中止等	611の921
公共工事の談合・刑事問題	611の931
○関連する問題点と諸事例	611の961
発電・原発	611の961
全総の策定とその動き	611の975
開発と環境	611の1002
土地と諸法	611の1063
旧国鉄・JR・私鉄	611の1091
公害	611の1131
住宅	611の1161
ダムと河川	611の1301
地価高騰と公示価格	611の2001
○収用等の判例	613
土地収用法関係	613
公共用地取得特措法関係	681
収用関連法関係	683
都市計画法関係	685の3の4
○収用等の裁決例	691
収用手続	691
補償問題	695
○収用等の重要問題・最新事例	699の149
○最近の土地収用ほか	699の351

第3部 土地収用関係の税務	731
1 総説	731
2 譲渡所得とは	801
3 収用等の課税の特例の適用される場合	881
4 補償金	1001
5 代替資産を取得する場合の特例	1181
6 5,000万円特別控除の特例	1281
7 交換処分の場合の特例	1401
8 換地処分等の場合の特例	1451
9 収用に関連する譲渡の場合の特別控除	1561
10 事業用資産買換えの場合の特例	1701
11 その他	1801
索引	

第1部 土地収用関係の法律総覧 と解説

土地収用法

(総則関係)

公用負担と土地収用法

土地収用では、よく「公用負担」ということばがでてきますが、これはどんなことですか。

公用負担の概念はドイツで生まれたもので、オット・マイヤー博士によれば「公企業に対し、その目的を達するために必要な手段を得さしめるため、これに一定のものを供給する国民の義務」ということになる（柳瀬教授・公用負担法）。

この公用負担という内容は、時代と共に進み、現在では公益上必要となつて行われる事業のために、一般人が負担することを義務付けられる経済的な負担を指す。この考えにしたがつて公用負担の特性を示すと、①特定の公共事業の目的に供するために課せられるものである、②一般人民に課せられるものである、③強制的に課せられる経済的負担である、ということになる。

したがって公用負担は、公益上の事業である限り、その主体という点では公企業のみならず私企業のためにするものも含み、また事業のためにするもののほか物に対するものも含み、またその内容の点では給付の義務に限らず一切の人的負担、物的負担を含むとの考えを示し、この概念に該当する公用収用、公用使用などの法律関係を一括して“公用負担法”としてまとめられたのである（昭和12年・新法学全集）。ちなみに有斐閣の新法律学辞典では、公用負担をつぎのように解説している。

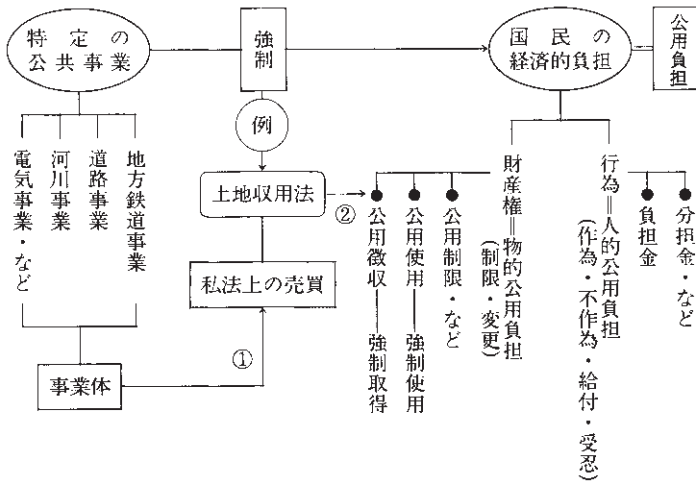
公用負担 特定の公益事業の目的に供するために強制的に人民に課せられる経済的負担の総称。人的公用負担（作為・不作為・給付・受忍）と物的公用負

担に分けられるが、後者の例としては、公用徴収、公用使用、公用制限などがあり、この負担を課するには法律上の根拠（例・土地収用法）が必要である。

とはいうものの、公用負担の概念は学者の説くところ一致せず、たとえ行政法学を体系的・組織的に探るについて公用負担の概念構成が便利であるとしても、現行のわが国の土地収用法は、それだけで精緻を極め、かなり膨大な体系となっているから、とくにこれを公用負担法の一部として、全体との関連で理解しなければならないということもない。

したがって土地収用法を分解して、公用収用、公用使用というように別個扱いする必要はなく、土地収用法を、独立かつ全体のものとして把握することで一向に不便はないのである。

〔公用負担〕→憲法29条(財産権の保障)→土地収用法



〔収応八八〕

三三